

社会福祉法人人間東部福祉会
虐待の防止のための指針

1. 虐待の防止に関する基本的考え

当法人では、障がい者虐待は人権侵害であり、犯罪行為という認識のもと、障害者虐待防止法の理念に基づき、障がい者の尊厳の保持・人格の尊重を重視し、権利利益の擁護に資することを目的に、障がい者虐待の防止並びに早期発見・早期対応に努め、障がい者虐待に該当する次の行為のいずれも行いません。

身体的虐待	障がい者の身体に外傷が生じ、又は生じるおそれのある暴行を加えること。
支援・介護等の放棄・放任	障がい者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置その他の障がい者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
心理的虐待	障がい者に対する著しい暴言又は著しく拒絶的な対応その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
性的虐待	障がい者にわいせつな行為をすること又は障がい者にわいせつな行為をさせること。
経済的虐待	障がい者の財産を不当に処分することその他当該障がい者から不当に財産上の利益を得ること。

※別表参照

2. 虐待防止検討委員会その他施設内の組織に関する事項について

社会福祉法人人間東部福祉会虐待防止対応規程によります。

3. 虐待の防止のための職員研修に関する基本方針

職員に対する虐待の防止のための研修の内容は、虐待等の防止に関する基礎的内容等の適切な知識の普及・啓発を行います。

(1) 具体的な研修プログラム

- ・ 障害者虐待防止法の基本的考え方の理解
- ・ 障害者権利擁護事業/成年後見制度の理解
- ・ 虐待の種類と発生リスクの事前理解
- ・ 早期発見・事実確認と報告等の手順
- ・ 発生した場合の改善策等

(2) 実施時期

- ・ 採用時研修 採用後1か月以内
- ・ 継続研修 年1回以上

研修の実施内容については、研修資料、実施概要、出席者等を記録し、電磁的

記録等により保存します。

4. 虐待又はその疑いが発生した場合の対応方法に関する基本方針

虐待等が発生した場合には、速やかに市町村に報告するとともに、その要因の除去に努めます。

客観的な事実確認の結果、虐待者が職員等であったことが判明した場合には、役職位の如何を問わず、厳正に対処します。

また、緊急性の高い事案の場合には、市町村及び警察等の協力を仰ぎ、被虐待者の権利と生命の保全を優先します。

5. 虐待等が発生した場合の相談・報告体制に関する事項

会福祉法人入間東部福祉会虐待防止対応規程によります。

6. 成年後見制度の利用支援に関する事項

利用者又はご家族に対して、利用可能な成年後見制度について説明し、その求めに応じ、社会福祉協議会等の適切な窓口を案内する等の支援を行います。

7. 虐待等に係る苦情解決方法に関する事項

社会福祉法人入間東部福祉会虐待防止対応規程及び社会福祉法人入間東部福祉会苦情解決体制に関する規程によります。

8. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する事項

利用者等は、いつでも本指針を閲覧することができ、また当法人ホームページにおいて、いつでも閲覧が可能な状態とします。

9. その他虐待の防止の推進のために必要な事項

社会福祉協議会等により提供される虐待防止に関する研修等には積極的に参画し、利用者の権利擁護とサービスの質を低下させないように常に研鑽を図ります。

以上

別表 障害者虐待の例

区分	内容と具体例
身体的虐待	<p>暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛ったり、過剰な投棄によって身体の動きを抑制する行為。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり食べ物や飲み物を口に入れる・やけど・打撲させる・身体拘束(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投棄によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど)
性的虐待	<p>性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本心からの同意かどうかを見極める必要がある)</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスする・本人の前でわいせつな言葉を発する又は会話する・わいせつな映像を見せる
心理的虐待	<p>脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的に苦痛を与えること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「バカ」「あほ」「呼び捨て」など障害者を侮辱、侮蔑、蔑称する言葉を浴びせる・怒鳴る・ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視する
放棄・放任	<p>食事や排泄、入浴、洗濯など身の世話や介助をしない、必要な福祉サービスや医療や教育を受けさせない、などによって障害者の生活環境 身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・食事や水分を十分に与えない・食事の著しい偏りによって栄養状態が悪化している・あまり入浴させない・汚れた服を着させ続ける・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしない・ごみを放置したままにしてあるなど劣悪な住環境の中で生活させる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必要な福祉サービスを受けさせない・制限する・同居人による身体的虐待や心理的虐待を放置する
経済的虐待	<p>本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく制限すること。</p> <p>【具体的な例】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年金や賃金を渡さない・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、運用する・日常生活に必要な金銭を渡さない、使わせない・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

※ 市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応（厚生労働省）より